

自由満期複利型定期預金（家計名人）規定

1.（預金の支払時期等）

- (1) この自由満期複利型定期預金「家計名人」（以下、「この預金」といいます。）は、預金の全部または一部について預入日の6か月後の応当日（継続したときはその継続日の6か月後の応当日）以後の任意の日に利息とともに支払います。
- (2) この預金（一部解約を行ったときはその解約後の預金残金。以下同様とします。）は、預入日の6か月後の応当日から証書または通帳記載の満期日までの間に、次の範囲で元金の一部を1万円以上1円単位の金額で一部解約することができます。
 - A. この預金の元金金額が300万円を超える場合、元金金額のうち300万円を超える金額部分
 - B. この預金の元金金額が300万円未満の場合、元金金額のうち1万円を超える金額部分
- (3) この預金のうち自動受取式の場合には、満期日（満期日が銀行休業日の場合は、休業日の翌営業日）に自動解約し、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。

2.（自動継続後の適用利率）

自動継続扱いの預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。

3.（利 息）

- (1) この預金の利息は、預入日から解約日（証書または通帳記載の満期日以後に支払う場合には満期日）の前日までの期間について次の利率を用いて6か月複利の方法により計算します。

A. 6か月以上	1年未満
B. 1年以上	2年未満
C. 2年以上	3年未満
D. 3年以上	4年未満
E. 4年以上	5年未満
F. 5年	

ただし、一部解約を行う場合のこの預金の利息は、一部解約を行う元金部分について、一部解約時に預入日から一部解約日の前日までの日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、一部解約を行う元金とともに支払います。

- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を定期預金規定書共通規定5（1）により満期日前に解約する場合および同共通規定5（4）および（5）の規定により解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金利率により計算し、この預金とともに支払います。

4.（規定の変更等）

- (1) 当行は、法令の定めに従い、お客さまの利益のために必要と認められるとき、または、その他相当の事由がある場合で、お客さまの契約目的に反せず、かつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、その他変更にかかる事情に照らして、合理的な内容であるときに、本規定を変更することが出来ます。
- (2) (1)による本規定の変更は、変更後の規定の内容を当行ホームページへの公表その他適切な方法により公表し、公表の際に定める効力発生時期の到来により効力を生じるものとします。

以上